

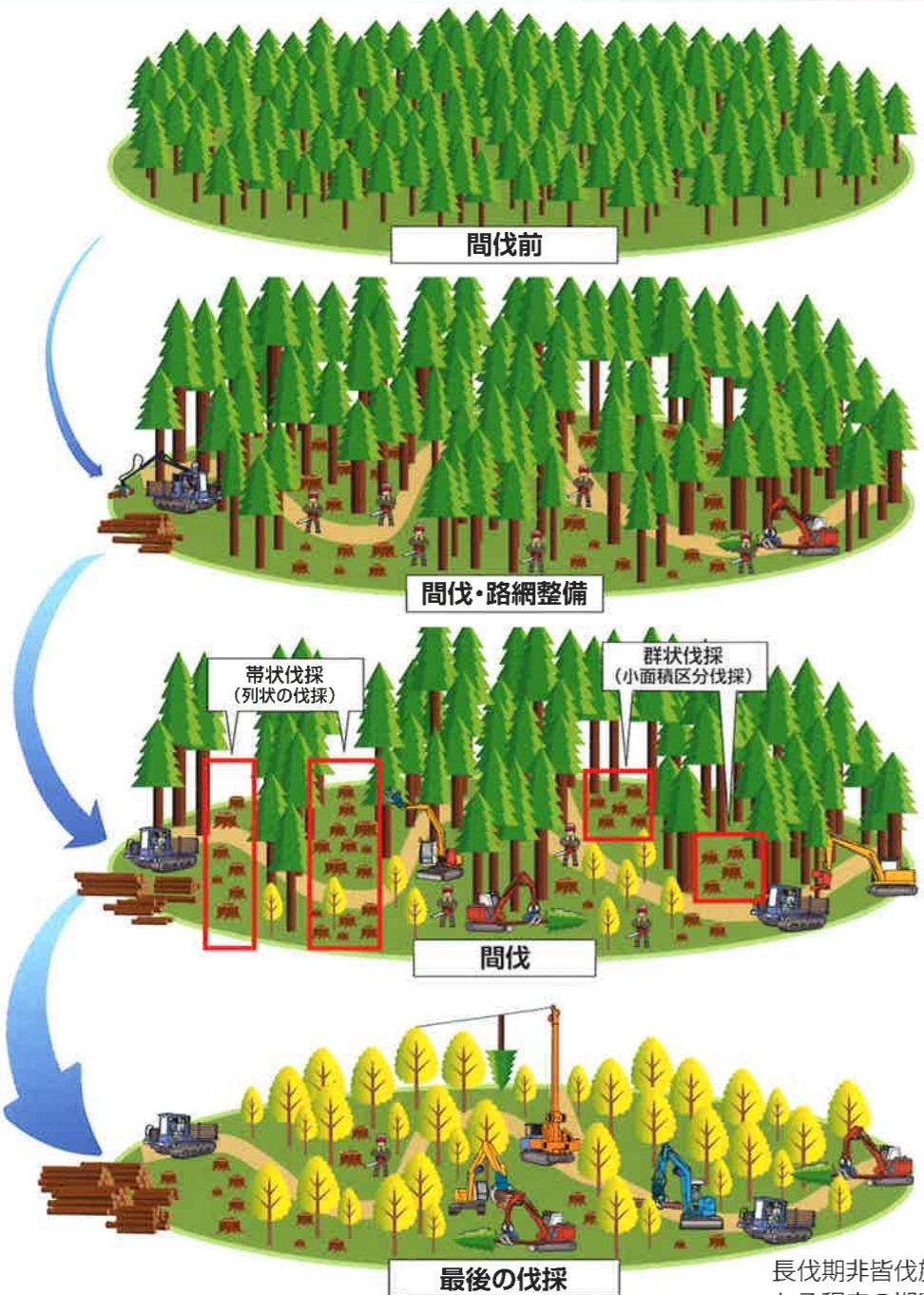
4 長伐期非皆伐施業とは

目的と メリット

- ① 繰り返し間伐を行うことで、収穫できる材積を増やす。
- ② 市場の価格動向に応じて、有利な時期に適切な量を販売できる。
- ③ 伐採跡地に広葉樹を導入することで、林地の保全と管理経費の削減ができる。
- ④ 林地や森林の状況に応じて多様で適切な管理ができる。

長伐期非皆伐施業のイメージ

(一律に行うのではなく、森林の生育ステージに対応して実施します)



デメリット

- ① 分収金支払い時期の遅れ。
- ② 長期間のストックとなるため、病虫害や気象害のリスクが高くなる。

発行：公益財団法人山形県林業公社

住所：〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番
電話：023-666-6348 FAX:023-689-9348

ホームページ：<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>
メールアドレス：y-ringyo@atlas.plala.or.jp

山形県林業公社

検索

林業公社だより

第18号
2018.3

～森林の整備と環境型林業経営に努め、
山村地域の雇用創出と林業の振興に貢献します～

契約者・代表者・代理人の方へのお願い

1. 売買及び契約者の異動等

- ① 契約地を売買又は担保に入れる場合は、事前に当公社の承認が必要です。
- ② 契約地を相続・贈与・購入された場合や、代表者や代理人の変更がある場合は、速やかに当公社にご連絡ください。

2. 契約内容の変更

- ① 現在、当公社では契約期間の延長(90年間)、及び分収割合変更(6:4→7:3)の取り組みを進めています。御理解・御協力をお願いします。
- ② 併せて、現在の契約内容の御説明・確認作業を行っています。御協力ください。

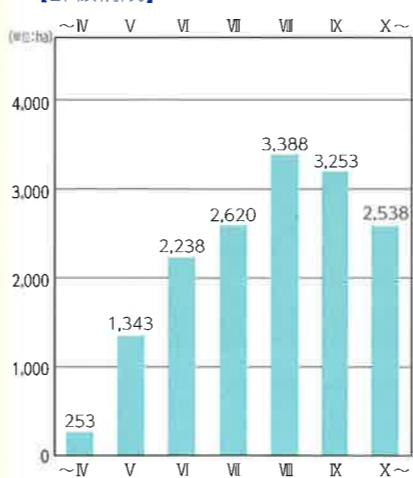
【林業公社の意義と役割】

- 山形県林業公社は森林を自力で管理できない所有者に代わって森林を造成。適切な管理を通じて水源涵養や県土の保全など森林の公益的機能の発揮により県民の生活環境を守ります。
- 木材の安定供給に努め、地域の林業振興や雇用の創出、農山村経済の発展に寄与します。

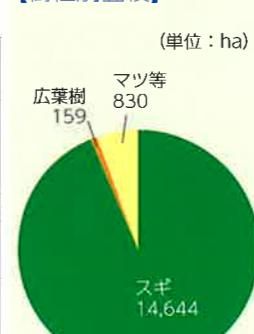
分収林の状況

- ・昭和42年の設立以来、造成・管理された分収林は15,633ha。スギが約95%(14,644ha)で民有人工林の約13%を占めています。
- ・VII齢級(36~40年生)を中心にはほとんどが60年生以下の間伐を必要とする森林です。
- ・林業公社では、国有林や地域の意欲ある事業体と連携し施業の集約化にも取組んでいます。

【齢級構成】



【樹種別面積】



森林整備の実際

- ・分収林は、契約者の協力を得て森林経営計画に基づく保育や間伐、作業道の整備など主伐に向けた生産基盤の整備を行っています。
H29 搬出間伐 202ha 間伐材 9.6千m³
作業道開設 16.6km
- ・間伐材は、県内外の製材所や集成材工場、木質バイオマス発電などで利用され、木材の安定供給により「森林ノミクス」による地域の振興に貢献しています。



ハーベスター
立木を伐採・造材する機械

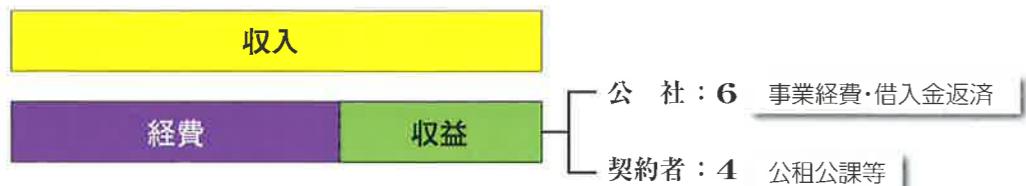


フォワーダー^①
丸太を搬出する機械

1 分収林事業の仕組み

(1) 分収林事業と分収金

木材販売による収入から、生産・販売に係る経費を差引いた収益を、分収割合により公社と契約者で分け合います。



(2) 収益の仕組み

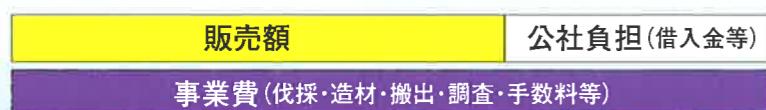
① 分収金が発生する場合(収益がある場合)



将来の主伐に備えて間伐や作業道整備が必要です。間伐は伐採量が少なく搬出に経費を要する現在の間伐では収益が発生する状況にはありません。

将来の本格的な収穫目的伐採時には、伐採量の増加による収入の増加、作業道整備・作業の機械化促進によるコスト削減により、収益の増大を図ります。

② 分収金が発生しない場合(収益がない場合)



2 林業経営環境の悪化

公社が造林を始めた昭和40年代以降、林業を取り巻く社会経済は大きく変化し、分収林経営は困難な状況にあります。

(1) 木材価格の低迷

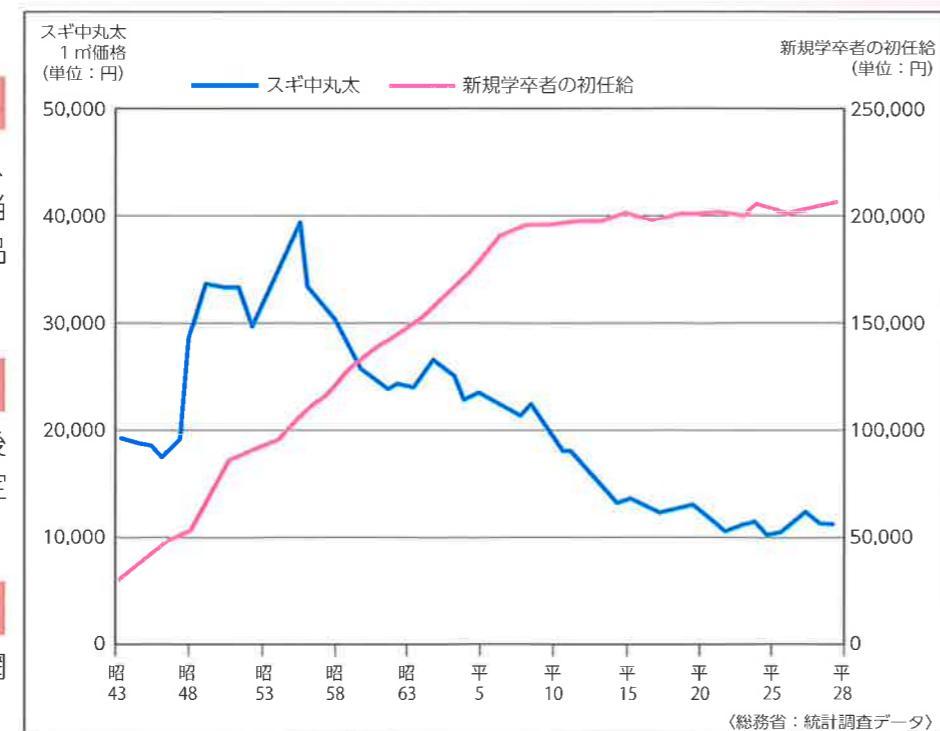
昭和39年の輸入自由化により、昭和55年以降スギの価格は1m³当たり1万円前後に急落。輸入製材品との競合により木材価格は低迷

(2) 諸絏費の高騰

人件費や資材価格の上昇は震災後さらに顕著で、消費税の導入と改定などにより経費が増大

(3) 基盤整備の必要性

本格的な木材生産時期を前に、路網など生産基盤の整備が必要



3 経営改善に向けた取組み

期待した収益が減少する見込みとなったことから、公社は債務超過による経営危機を回避するため平成14年に経営改善計画を策定し徹底した経費の削減に取り組んできました。

(1) 森林整備の簡素化

平成13年以降造林を中止。施業基準を見直し効果的な林分に限定。収益性の低い林分や補助対象外の施業の取止め。

(2) 組織の簡素化・効率化

駐在の廃止、(公財)山形県みどり推進機構との機能統合、役員の兼任化、職員の削減、事務所経費の削減、国の補助制度の活用等

(3) 金利負担の軽減

低利資金の導入、県貸付金の無利子化等

契約者の方へのお願い

徹底した経費の削減に努めておりますが、これだけでは将来の収支を黒字化することは不可能です。分収林経営の健全化には木材収入の増大に加え、分収割合の見直しが不可欠です。

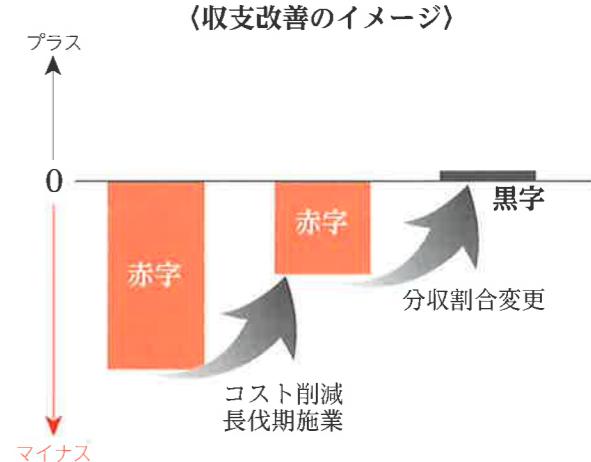
このため、公社では契約者の御理解を得ながら(1)長伐期非皆伐施業の推進と、(2)分収割合の変更に取り組んでいます。

(1) 長伐期非皆伐施業の導入

間伐による収入を増やし林地の保全を図るために、契約期間を90年間とする変更をお願いします。(4ページ参照)

(2) 分収割合の変更

ここまで対策を行ってもなお、長期収支を黒字化させるためには分収割合の見直しをお願いせざるを得ない状況です。



分収割合変更

公社6:契約者4 → 公社7:契約者3

分収林経営の安定と将来の収益確保のため、変更契約に御理解・御協力をお願いします。

ただし、林業公社の収益分収の割合を100分の70とした額が、林業公社が当該造林地に投下負担した事業費(管理費・支払利息等を含む。)を上回った場合、林業公社が投下負担した事業費を上回った部分について、造林木の収益に占める契約者の方の収益分収割合を100分の40を限度として契約者の方の収益とする。

現行	お願い
分収金 契約者分	分収金 契約者分 30%
分収金 公社分	分収金 公社分 70%